①情報伝達、避難計画等に関する事項

①阴拟仏廷、								
項目	栃木市	佐野市	鹿沼市	小山市	下野市	壬生町	野木町	栃木県
想定される浸水リスク情報の 周知について	を市内全戸へ配布するととも	勧告等発表する場合に は、事前に介護施設等	ザードマップ)を作成	・洪水浸水想定区域内の住民に対し、説明 会を実施した。	定区域データを基に市洪 水ハザードマップを作成 公表している。	位周知河川について浸水想定区域図を作成公表している。 ・今後、想定しうる最大の洪水に対して見直	定区域図を作成公表して いる。	・県管理河川の内、洪水予報河川及び水位周知河川について浸水想定区域図を作成・公表している。 ・今後、想定しうる最大の洪水に対して見直しを行う予定。
洪水時における河川水位等の 情報提供等の内容及びタイミ ングについて								・直轄河川の洪水予報発令を受け関係機関へ情報提供を行っている。 ・県管理河川についても洪水予報を発表しており、自治体、警察、消防等関係機関への連絡を行い住民への周知を行っている。 ・県管理河川が以下の事象になった時、直接連絡(ホットライン)を行っている。 ◆知会の後水位(②氾濫発生 ◆河川課長⇔市町危機管理担当部課長 ①氾濫警戒水位(②知事ホットラインの運用事象発生時
避難勧告等の発令基準について		き、災害警戒・対策本部の決定をもって発令している。	避難開始 基準水位観測所において、はん濫注意水位 に達した場合。 2.避難勧告 基準観測場において、避難判断水位に達 した場合。 3.避難指示(緊急) 基準観測所におい	基準地点水位がはん濫注意水位に到達し、かつ、〇〇川はん濫注意情報が発表されるとともに、市が観測する水位観測値(鬼怒川及び田川については国又は県が観測した水位観測値)、及び国・県が発表する予測水位等から判断して、今後避難判断水位を超えると判断したとき。 2. 避難勧告 (1) 基準地点水位が避難判断水位に到達し、かつ、〇〇川はん濫警戒情報が発表されるとともに、市が観測する水位観測値(鬼怒川及び田川については国又は県が観	水位の上昇が利される場合・はん監警者 ・なれたときでは、 ・水位は ・水位は ・水位は ・水位は ・水位は ・水位は ・水位は ・水位 ・水位 ・はん ・はん ・はん ・はん ・な ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	情報を参考にする	・伝て【等・濫水場・さ【・濫とるし想・さ【・濫・さの達予 情が更れる監と指観水上を開観水上を開観水上を開開した。 準開観水上を開開した。 本間の はいまり はいい はい	
避難場所・避難経路について	避難場所として指定しており、ハザードマップやHPでにより周知している。 ・避難経路については指定していない。	館、基幹集落セン ター、コミュニティセ ンターを避難場所とし	自治会館コミュニティセンター等を避難場所として指定しており、ハザードマップやHPにて周知している。	指定緊急避難場所…大規模公園。 指定避難所…小・中学校、高等学校、大学校、県立体育館、県立プール館 避難経路については、市では示していないが、自主防災組織の一部は避難経路図を示した防災マップを作成している。	誌により周知。 ・避難方向は設定した が、避難経路については 表示していない。	ハザードマップの普及を行っている ・防災訓練を通じて避	指定緊急避難場所及び一時避難地を地域防災計画に定めている。 ・避難経路については、	・各市町が作成するハザードマップに関して作 成支援を行っている。
住民等への情報伝達の方法について	・避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告・避難指示(緊緊急)を発令した場合は、防災行政無線、コミュニティFM放送、ケーブルテレビ、広報車、メール配信サービス、フェイスブッター、緊急速報とリル、レアラート、報道機関の協力等により広報を行う。	にて伝達する。 ・町会長等へ電話連絡 ・防災行政無線 ・消防車両等による広 報 ・市HPやツイッター、	た場合は、以下の方法 にて伝達する。 ・自治会長、自主防災 会長へ電話連絡		した場合は、次の方法に	・HPによる広報・防災メール・消防団等による広報	・防災行政無線、登録制 メール、町ホームペー ジ、町広報車、消防ポン プ車、エリアメール、報 道機関(Lアラート)によ る伝達。	・「とちぎリアルタイイム雨量・河川水位観測情報」(インターネット配信)により、雨量・河川水位・河川状況映像等の情報を提供している。 ・電話応答装置により雨量・河川水位情報を確認できると共に、NHKデータ放送により、河川情報の配信を行っている。 ・防災担当者向けプッシュ配信として、短時間雨量・河川水位・洪水予報等の情報提供を行っている。

\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	・地域防災は大学を発生を発生を発生を発生を発生を発生を発生を表している。 一切の は、 一切の は	・消防本部、消防団、 警察署等と連携し 難指記慮者支援・要の虚者を支援・要のである。 ・要を対します。 ・要を支援・要を支援・要る。 ・要を支援・要る。	団等の協力を得る。 ・要配慮者等につい に従い民生員が対応	ては、対応マニュアル	・市職員、消防団員、自 主防災組織、警察官が連 携して避難誘導に努め る。	・町職員、自主防災組 織、消防団による誘導 ・要配慮者については、 現在マニュアルを作成し ている。	

②水防に関する事項

項目	栃木市	佐野市	鹿沼市	小山市	下野市	壬生町	野木町	栃木県
河川水位等に係る情報提供について	・水防警報等の河川水位に係る 情報は、市消防本部から水防団 へ連絡をしている。		・水防本部から災害対策本部へ情報提供を 行っている。	・小山市から関係機関団体への連絡系統あり	・災害対策本部から無線機やメールなど複数の手段により消防団へ連絡		合、防災行政無線、登録制	・県管理河川については、洪水予報の発表と併せ水
河川の巡視区間、水防活動の 実施体制について	・毎年、出水期前に県土木事務 所、市、消防等で重要水防箇所 及び水防倉庫の合同点検を行っ ている。・各消防団の担当地区内の河川 巡視	内の河川巡視。 	・水防本部により河川巡視を行っている。	・水防計画により、消防団、市職員により監視ポイントの巡視を行い、各地点において冠水、越水となる恐れを観測。 ・消防団による河川堤防上の警戒巡視を行う。	担当区域の巡視を実施し	自治体、消防等と重要 水防箇所及び水防倉庫	・毎年、出水期前に国、県、 消防等と重要水防箇所及 び水防倉庫の点検を行って いる。	・毎年、出水期前に関係自治体、消防等と重要水防 箇所及び水防倉庫の点検を行っている。
水防資機材の整備状況について	・土のう、縄、シートを消防団の 水防倉庫に分散して保管してお り、点検についても数か月に1度 実施している。 土のう68,400袋、ロープ2,995m、 杭7,040本、鉄線1,735kg等	のう8,700袋他備蓄。		・消防署及び分署等のほか、過去の水害被害があった場所付近の公園に土のうを配備し、また、水防工法に対応する資機材を配備している。 毎年、出水期前の水防資機材の点検を実施している。	庫の市内4カ所に土のう等を備蓄している。 ・今後、重要水防個所によ			・防災ステーション、防災ヤードに根固めブロック、土のう用土砂等を備蓄している。・各土木事務所の水防倉庫に土のう袋等の資機材を備蓄している。
市町庁舎、災害拠点病院等の水害時における対応について	・災害対策本部は、市役所本 庁舎に設置する。(浸水想定 区域外) ・平成27年9月関東・東北豪雨 災害の際は、周辺道路が冠水 したが、庁舎機能は損なわれ なかった。	策本部は、佐野市役所 庁舎に設置する(浸水 想定区域外)。また、 地域防災計画に、医療	市役所に設置(浸水想 定区域外)、水防本部 は消防本部に設置す る。災害拠点病院は上	・災害対策本部は市役所本庁舎(洪水ハザードマップでの浸水想定区域ではない。)	・市庁舎使用不能の場合 は、ゆうゆう館に本部を 設置	・代替庁舎	・庁舎が被害を受けた場合、代替施設を設けている。(野木町文化会館)	

③河川管理施設の整備に関する事項

項目	栃木市	佐野市	鹿沼市	小山市	下野市	壬生町	野木町	栃木県
堤防等河川管理施設の現状の整備 状況について								・県管理の各河川において、河川整備計画に基づき整備している。 ・県の防災減災に対する取り組みとして、県管理河川の堤防天端をアスファルト舗装で保護し、決壊までの時間を少しでも延ばす対策を実施している。また、堆積土を除去し、洪水を安全に流す対策を実施している。

(2) 【課題】水害リスク情報や減災に係る取組 ① 情報伝達、避難計画等に関する事項

項目	達、避難計画寺に関する事項 析木市	佐野市	鹿沼市	小山市	下野市
想定される浸水リスク情報の周知について	・想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図 に伴う洪水ハザードマップの改訂が必要であ		・浸水想定区域図等が浸水リスクとして認識され	・浸水想定区域図及び堤防決壊時の氾濫シミュレーション結果をホームページで公開 しているが、自治体や住民に向けて分かりやすいものではないため、浸水リスクとし て認識されていない。	・想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図に伴う洪水ハ
避難勧告等の発令基準について	・避難の判断基準となる水位に達する前でも、 避難すべきような危険な状況になる可能性がある。 ・降雨や水位の見込や予想をするのは難しい。 ・特に深夜、早朝の避難勧告発令の見極めが困 難・発令にあたっては、水位のみのならず、河川 の状況等を総合的に判断することとしている が、数値化が難しい「総合的」の部分の判断が 非常に難しい。 ・河川の水位上昇時には、同時に内水氾濫や土 砂災害、倒木等の対応もしているため河川のみ を注視できない。	のは難しい。 ・洪水予報河川及び水位周知河川 以外の河川についての、避難勧告 等発令判断。	・避難の判断基準となる水位に達する前でも、避難すべきような危険な状況になる可能性がある。 ・降雨や水位の見込や予想をするのは難しい。 ・特に深夜、早朝の避難勧告発令の見極めが困難。 ・河川の水位上昇時には、同時に内水氾濫や土砂災害、倒木等の対応もしているため河川のみを注視できない。	・避難の判断基準となる水位に達する前でも、避難すべき危険な状況になる可能性がある。 ・避難勧告と避難指示(緊急)の使い分けが難しい。 ・降雨や水位の見込や予想をするのは難しい。 ・深夜、早朝の避難勧告発令の見極めが困難。 ・発令にあたっては、水位のみのならず、河川の状況等を総合的に判断することとしているが、数値化が難しい「総合的」の部分の判断が非常に難しい。 ・河川の水位上昇時には、同時に内水氾濫や土砂災害、倒木等の対応もしているため河川のみを注視できない。 ・内水被害も取り入れる必要がある。 ・上流域に雨量観測所がないため見込み・予想が難しい。 ・深夜から明け方前の避難勧告発令については、二次災害の危険性も考慮すると判断が難しい。	・避難勧告等の発令にはタイムラインを目安として、上流部の状況や情報を詳細に収集する必要がある。 ・避難の判断基準となる水位に達する前でも、避難すべきような危険な状況になる可能性がある。 ・降雨や水位の見込や予想をするのは難しい。 ・特に深夜、早朝の避難勧告発令の見極めが困難。 ・河川の水位上昇時には、同時に内水氾濫や土砂災害、倒木等の対応もしているため河川のみを注視できない。
避難場所・ 避難経路に ついて	路を具体化していく必要がある。 ・浸水想定区域と共に土砂災害警戒区域があ	土砂災害警戒区域内が複数あり、 避難にリスクを伴うと共に、多く の孤立集落が発生する恐れがあ	・決壊により、浸水想定エリア以外で浸水し、避難所として使用できなかった。 ・避難経路については設定しておらず、避難経路を具体化していく必要が、災害により被災状況は変化するため、具体化することが困難である。・洪水ハザードマップの全世帯配布をしたが、あまり活用されていないのでは。	・平坦な地形のため、避難方向の指示は可能でも浸水を回避しての避難経路の指定は困難。 ・指定避難所、指定緊急避難場所以外に、一時避難所として地区の集会所を設定したが、住民の認識が難しい。 ・全戸配布した防災ガイドブックが、活用されるか否か。 ・避難経路や避難方向については設定していないので設定していく必要がある。 ・浸水想定区域において避難場所までかなり距離のある地域もあり、避難場所の選定について再考の必要がある。 ・避難経路については設定しておらず避難方向を設定していたが、避難経路を具体化していく必要がある。 ・洪水ハザードマップの全世帯配布をしたが、あまり活用されていないようである。 ・避難経路については設定しておらず、また道路の浸水・冠水等に関する情報も事前には把握していないので、避難誘導する際の経路の指定が困難である。	・避難方向を設定しているが、平坦な地形のため浸水を回避しての避難経路の指定は困難。 ・避難路が浸水している場合、迂回路がない世帯が孤立する恐れがある。
住民等へのの方法について		とっているが、全ての住民へ周知できているのか不明。 ・外国人への情報伝達が必要。 ・各機関からのFAXやメールが 多く、情報の精査が困難となって	・防災行政無線は、豪雨時の雨音や濁流の音で聞	・各機関からのFAXやメールが多く、情報の精査にも人手が取られることとなり、本当に重要な情報が埋もれてしまう恐れを感じている。 ・外国人への情報伝達が必要。 ・防災行政無線は、豪雨時の雨音や濁流の音で聞き取れない恐れがある。 ・現在のところ、緊急速報メールが最も有効と考えるが、携帯電話が無い世帯のため	・防災行政無線は、豪雨時の雨音や濁流の音で聞き取れない恐れがあるため、テレビの文字放送、ラジオやメール、ホームページを併せて情報収集するよう啓発を進める。 ・複数の情報伝達の体制や方法をとっているが、全ての住民へ周知できているのか不明。 ・外国人への情報伝達が必要。 ・各機関からのFAXやメールが重複する場合は情報の精査が困難となっている。

項	目	壬生町	野木町	栃木県
想定で 浸水! 情報の につ	される リスク D周知	想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図に伴 う洪水ハザードマップの改訂が必要である。	・平成28年12月に「野木町災害時避難ガイドブック」を洪水 ハザードマップ及び道路冠水マップと併せて作成し、各戸へ 配布した。今後は、想定最大規模降雨による洪水浸水想定区 域図が公表された場合、洪水ハザードマップの改訂が必要と なる。	
避難勧の発令につい	告等 ·基準	・避難勧告等の発令の判断基準(具体的な考え方)を整理する必要がある。 ・降雨や水位の見込や予想をするのは難しい。 ・特に深夜、早朝の避難勧告発令の見極めが困 難。 ・河川の水位上昇時には、同時に内水氾濫や土砂 災害、倒木等の対応もしているため河川のみを注 視できない。	・近年の水害等により、発令基準の見直しが必要となった。 ・避難勧告等の発令の判断基準(具体的な考え方)を整理する必要がある。 ・避難の判断基準となる水位に達する前でも、避難すべきような危険な状況になる可能性がある。 ・避難勧告と避難指示の使い分けが難しい。 ・降雨や水位の見込や予想をするのは難しい。 ・河川の水位上昇時には、同時に内水氾濫や土砂災害、倒木等の対応もしているため河川のみを注視できない。 ・特に深夜、早朝の避難勧告発令の見極めが困難。	
避難場避難経ついて	路に	・避難所の駐車場スペースが不足しており、冠水もしていた。 ・洪水ハザードマップの全世帯配布をしたが、あまり活用されていないのでは。	・避難場所については、指定緊急避難場所の拡充を図る必要がある。 ・避難経路については設定しておらず避難方向を設定していたが、避難経路を具体化していく必要がある。	
住民等伝信	達の	・防災行政無線が聞こえにくい。 ・防災行政無線は、豪雨時の雨音や濁流の音で聞き取れない恐れがある。 ・マスコミからの問合せが多く、住民からの問合せや緊急の案件対応に支障が出る。 ・複数の情報伝達の体制や方法をとっているが、全ての住民へ周知できているのか不明。 ・外国人への情報伝達が必要。 ・各機関からのFAXやメールが多く、情報の精査が困難となっている。	・防災行政無線は、豪雨時の雨音や濁流の音で聞き取れない恐れがある。 ・野木町の登録制メール「防災たより」への登録を推進していく必要がある。 ・エリアメール、Lアラートの活用方法を習得しておく必要がある。 ・防災行政無線と連動して、戸別受信機や防災ラジオ等を整備し難聴地域を解消する必要がある。 ・複数の情報伝達の体制や方法をとっているが、全ての住民へ周知できているのか不明。 ・外国人への情報伝達が必要。 ・各機関からのFAXやメールが多く、情報の精査が困難となっている。	

避難誘道休	・避難行動要支援者の避難誘導方法が課題。 ・避難勧告等が発令されても、避難行動を起こ さない住民への対応が課題。	難行動を起こさない住民への対応 が課題。 ・避難行動要支援者の避難誘導方 法が課題。 ・水害が広範囲に及ぶ場合には、 各員が連携をしても人員が不足す る恐れがある。 ・市民一人一人の避難の意識の向	・消防団員等の生命を守るため、避難誘導時の待避の見極めが必要。 ・早めに避難する場合には車両での避難が想定されるため、誘導方法そのものの検討が必要。	・避難勧告等が発令されても、避難行動を起こさない住民への対応が課題。 ・消防団員等の生命を守るため、避難誘導時の待避の見極めが必要。 ・早めに避難する場合には車両での避難が想定されるため、誘導方法そのものの検討が必要。 ・水害が広範囲に及ぶ場合には、各員が連携をしても人員が不足する恐れがある。 ・各組織と連携して、迅速な避難誘導のための準備や訓練が必要。 ・市民一人一人の避難の意識の向上が必要。 ・各組織との連携を確認しておく必要がある。 ・避難誘道マニュアル等を早急に整備する必要がある。	・避難勧告等が発令されても、避難行動を起こさない住民への対応が課題。 ・消防団員等の生命を守るため、避難誘導時の待避の見極めが必要。 ・早めに避難する場合には車両での避難が想定されるため、誘導方法そのものの検討が必要。 ・避難誘導マニュアル等を早急に整備する必要がある。 ・避難誘導マニュアル等を早急に整備する必要がある。 ・路難誘導マニュアル等を早急に整備する必要がある。 ・を認難で動要支援者の避難誘導方法が課題。 ・水害が広範囲に及ぶ場合には、各員が連携をしても人員が不足する恐れがある。 ・市民一人一人の避難の意識の向上が必要。
-------	--	---	---	--	--

②水防に関する事項

項目		佐野市	鹿沼市	小山市	下野市
河川水位等 に係る 情報提供に ついて		討する必要がある。	・有線電話や携帯電話が使えない場合の連絡手段 の確保方法を考えておく必要がある。 ・あわただしい中でいかに正確に迅速にできる か。	・水位等の情報を得た時に、情報共有の有り方を検討する必要がある。 ・有線電話や携帯電話が使えない場合の連絡手段の確保方法を考えておく必要がある。 ・正確な情報配信と迅速さが課題。 ・住人は老若男女なのであらゆる情報提供の手段を用いる必要がある。 ・提供する情報が、専門的な表現にならないよう注意する必要がある。 ・距離的に離れている水位観測所では避難勧告等発令するタイミングが難しい。 ・把握できる全ての情報を提供すると、情報過多になり、かえって判断基準が分からなくなる可能性があるので提供すると、情報過多になり、かえって判断基準が分からなくなる可能性があるので提供する情報の見極めが必要である。 ・現場対応等に追われ、適切なタイミングでの情報提供が出来ない可能性がある。	・提供する情報が、専門的な表現にならないよう注意する必要がある。 ・水位等の情報を得た時に、情報共有の有り方を検討する必要がある。 ・有線電話や携帯電話が使えない場合の連絡手段の確保方法を考えておく必要がある。 ・あわただしい中でいかに正確に迅速にできるか。 ・ホームページへのアクセス集中によりサイトが動かなくなることが無いようにしたい。
河川の巡視 区間、水防 活動の実施 体制につい て	る必要がある。 ・担当者の安全管理を徹底していく必要があ る。	・決壊するような猛烈な増水時は、巡視や土のう作業などには危険を伴うため安全対策を考える必要がある。 ・担当者の安全管理を徹底していく必要がある。	・決壊するような猛烈な増水時は、巡視や土のう作業などには危険を伴うため安全対策を考える必要がある。 ・担当者の安全管理を徹底していく必要がある。	・巡視員の人員確保、交代時期が課題。 ・決壊するような猛烈な増水時は巡視や土嚢作業などには危険を伴うため、二次災害 防止等の対策を検討する必要がある。 ・夜間の巡視の場合、目視が難しく判断ができない可能性がある。	・巡視のための消防団員の安全対策が一番大切なこと。 ・決壊するような猛烈な増水時は、巡視や土のう作業などに は危険を伴うため安全対策を考える必要がある。 ・担当者の安全管理を徹底していく必要がある。
水防資機材の整備状況について	く必要がある。 ・ライフジャケットなど、装備の充実が必要。 ・新技術を活用した水防資機材等の整備検討を	充実が必要。 ・水防資機材の種類や数量を検討	・ライフジャケットなど、装備の充実が必要。 ・現在の備蓄では不完全であるため、今後計画的 な整備が必要。 ・水防資機材の種類や数量を検討し見直していく 必要がある。	・新技術を活用した水防資機材等の整備検討をしていく。 ・資機材については、数量等含め定期的な点検管理が必要である。 ・水防資機材の種類や数量を検討し見直していく必要がある。 ・水防資機材の整備は殆どなされていないので、計画的な整備が必要である。	・ライフジャケットなどの装備の充実を行った。今後、更新計画が必要。 ・資機材については、定期的な点検管理が必要である。 ・水防資機材の種類や数量を見直し、重要水防個所に備蓄場所の整備を進める必要がある。
市町村庁舎、災害拠点病院等の水害時におけるがで	想定により、再検討する必要がある。 ・庁舎周辺の道路の冠水時の対応について、検 討する必要がある。	想定区域外であるが、想定外事案	・浸水想定エリア外であっても、内水氾濫による浸水被害を想定し、対応することが必要である。	・市役所各出張所について、災害事情に見あった対応を検討している。 ・庁舎については、災害が発生した際に被害が最小限にとどまるような水害対策を行う必要がある。 ・浸水想定が0.5m未満のところがほとんどとはいえ、浸水区域に病院が含まれているので、その対策について検討することが必要である。	・想定最大規模降雨における浸水深などの被害想定により、 再検討する必要がある。 ・庁舎までの参集ルートの水害対策を行う必要がある。

避難誘導体 制について	・避難勧告等が発令されても、避難行動を起こさない住民への対応が課題。 ・早めに避難する場合には車両での避難が想定されるため、誘導方法そのものの検討が必要。 ・各組織と連携して、迅速な避難誘導のための準備や訓練が動要支援者の避難誘導方法が課題。 ・ 水害人員が不足する恐れがある。 ・ 市民一人一人の避難の意識の向上が必要。	・避難勧告等が発令されても、避難行動を起こさない住民への対応が課題。 ・消防団員等の生命を守るため、避難誘導時の待避の見極めが必要。 ・早めに避難する場合には車両での避難が想定されるため、誘導方法そのものの検討が必要。 ・避難誘導マニュアル等を早急に整備する必要がある。 ・避難誘導と連携して、迅速な避難誘導のための準備や訓練が必要。 ・避難行動要支援者の避難誘導方法が課題。 ・水害が広範囲に及ぶ場合には、各員が連携をしても人員が不足する恐れがある。 ・町民一人一人の避難の意識の向上が必要。	市や国などの関係機関と連携して 広域的な避難計画の策定が必要。

項 目	壬生町	野木町	栃木県
河川水位等に係る情報提供について	・提供する情報が、専門的な表現にならないよう 注意する必要がある ・あわただしい中でいかに正確に迅速にできる か。	・提供する情報が、専門的な表現にならないよう注意する必要がある。 ・水位等の情報を得た時に、情報共有の有り方を検討する必要がある。 ・有線電話や携帯電話が使えない場合の連絡手段の確保方法を考えておく必要がある。 ・あわただしい中でいかに正確に迅速にできるか。	
河川の巡視 区間、水防 活動の実施 体制につい て	・巡視区域が広範囲であるため、1日での巡視は時間的に厳しい。 ・巡視のための必要な人員確保が、消防団等では難しい。 ・決壊するような猛烈な増水時は、巡視や土のう作業などには危険を伴うため安全対策を考える必要がある。 ・担当者の安全管理を徹底していく必要がある。		・実際の水防活動を想定し、関係 機関と協力した訓練の実施や点検 が必要。
水防資機材の整備状況について	・ライフジャケットなど、装備の充実が必要。 ・現在の備蓄では不完全であるため、今後計画的な整備が必要。 ・資機材については、定期的な点検管理が必要である。 ・水防資機材の種類や数量を検討し見直していく必要がある。	・ライフジャケットなど、装備の充実が必要。 ・現在の備蓄では不完全であるため、今後計画的な整備が必要。 ・資機材については、定期的な点検管理が必要である。 ・水防資機材の種類や数量を検討し見直していく必要がある。	水防資機材の備蓄について、水防 活動の計画に合わせた数量など検 討が必要。
市町村庁害拠 点病院等の 水害時に応 けるいて	・想定最大規模降雨における浸水深などの被害想定により、再検討する必要がある。 ・庁舎については、今後同規模の災害が発生した際に被害が最小限にとどまるような水害対策を行う必要がある。	・想定最大規模降雨における浸水深などの被害想定により、 再検討する必要がある。 ・庁舎については、今後災害が発生した際に被害が最小限に とどまるような水害対策を行う必要がある。	